

(別紙 意見提出様式)

「千葉県青少年健全育成条例の一部改正骨子案」に関する意見提出書

平成 23年 10月 12日

千葉県環境生活部県民生活課青少年室 御中

〒260-8662 (住所省略可) 千葉市中央区市場町1-1

FAX: 043-201-2613 メールアドレス: seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

提出者	住所	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-3 東京桜田ビル 4階		
	氏名※	社団法人 電気通信事業者協会 孫 正義	電話番号	(03) 3502-0991
	電子メールアドレス	yabashi@tca.or.jp		

※法人にあつては、名称及び代表者氏名

千葉県青少年健全育成条例の一部改正骨子案に関し、以下のとおり意見を提出します。
(別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてしてください。)

意見の内容
<p><2 具体的な改正内容 (3) 青少年が使用する携帯電話等へのフィルタリングサービス利用の促進 ① 保護者の責務 について></p> <p>携帯電話・PHS事業者(以下、各事業者)は、他の自治体において施行された条例に倣い、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る際にその理由を書面にて提出いただく等の運用を既に行っております。したがって、貴県において、既に他の自治体にて施行された条例に定められた理由とかけ離れた理由を規定することや、書面の様式を定めて保護者に二重の申告を強いることのないようご配慮いただきたいと思います。</p> <p>また、フィルタリングサービスを利用しない際の正当な理由の例に、「保護者が、その保護する青少年の同意を得てインターネットの利用履歴サービスを活用する」という記載がありますが、利用履歴サービスは、請求金額の妥当性の確認等、自分自身の利用履歴を確認するための手段として提供しているものであり、第三者による通信履歴管理を想定しているものではありません。保護者による青少年のインターネット利用状況の管理の手法として同サービスの活用を例示することは、同サービスが青少年の管理を目的としたサービスとの誤解を与えること、及び通信の秘密及びプライバシーの観点からも非常に懸念があることから、避けていただきたいと思います。</p>
<p><2 具体的な改正内容 (3) 青少年が使用する携帯電話等へのフィルタリングサービス利用の促進 ② 事業者・販売店による保護者への説明義務 について></p> <p>各事業者は、現在も携帯電話インターネットの利用により青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずる可能性があること等を書面にて説明しております。その際、事業者によっては自社のフィルタリングサービスの説明もあわせて行うことから、独自の書面を用いるなど、各事業者工夫した対応をとっております。したがって、説明書交付義務の追加にあたっては、</p>

(別紙 意見提出様式)

交付する説明書の様式を規定することなく、各事業者が現在説明に用いている書面をもって要件を満たすこととしていただきたいと思います。

2 具体的な改正内容 (3) 青少年が使用する携帯電話等へのフィルタリングサービス利用の促進 ③ 事業者による正当な理由の保存 について

前述のとおり各事業者は他の自治体において既に施行された条例に倣い運用を開始していることから、当該書面の保存方法についても各事業者が現在行っている運用をもって要件を満たすこととしていただきたいと思います。

<2 具体的な改正内容 (4) 青少年が使用する無線 LAN を利用したインターネット接続時のスマートフォンへのフィルタリングサービスの説明 について>

無線 LAN インターネット接続時におけるフィルタリングに関する説明義務は、青少年インターネット環境整備法 18 条と電気通信事業法 26 条にて無線 LAN 経由でのインターネット接続役務を提供している事業者に課しており、携帯電話・PHS 事業者は法令上その説明義務はありません（携帯電話・PHS 事業者が無線 LAN 経由でのインターネット接続役務も提供している場合には、同役務の提供事業者として説明を行います）。

このように、提供する役務に応じた義務が事業者毎に法にて規定されている中で、本条例骨子案では、無線 LAN 経由でのインターネット接続役務を提供している事業者に課せられるべき説明義務を、携帯電話・PHS 事業者に課しており、各事業者が説明すべき範疇を超えた過重な責任を課すものとなっております。携帯電話・PHS 事業者に対して無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する説明義務を条例化することは、法の規定内容と差異が生ずることとなるため、本件の条例化については見直しを要望いたします。